

塩谷町告示第9号

塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金交付要綱をここに公布する。

令和6年1月23日

塩谷町長 見形 和久

塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金交付要綱

令和6年1月23日

告示第4号

(趣旨)

第1条 この要綱は、漁業協同組合（以下「漁協」という。）が町内において淡水魚を活用し、地域の活性化を図るために行う事業を補助する塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金（以下「補助金」という。）について、塩谷町補助金等交付規則（昭和47年7月1日規則第14号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者は、町内に事務所を置く漁協とする。ただし、町税及び公共料金の滞納がある場合については、交付対象者としなない。

(交付対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「交付対象事業」という。）は、遊魚者（釣り人その他の淡水魚と触れ合う者をいう。以下同じ。）の増加、淡水魚の消費拡大等を図るために漁協が行う次の各号のいずれかの事業とする。

- (1) 交流事業 淡水魚の放流（体験教室含）、釣り教室、釣り大会等漁協と遊魚者との交流を行う事業
- (2) 地産地消事業 漁協が地域の学校と協力し実施する淡水魚の学校給食等への活用事業
- (3) その他町長が特に必要と認めた事業

(交付対象事業の要件)

第4条 交付対象事業は、前条各号に掲げるいずれかの事業で、次の各号の要件も満たしているものとする。

- (1) 交付対象事業の着手から完了までが単年度であること。ただし、町長が特に必要と認めた場合においては、この限りでない。
- (2) 第1号の規定により交付対象事業の着手から完了までが単年度である事業を複数年度継続的に実施すること。

(補助金の額等)

第5条 補助金の額及び補助対象経費については、別表に掲げるとおりとする。

(交付の申請)

第6条 漁協が補助金の交付を受けようとするときは、規則第4条の規定により交付の申請をしなければならない。

2 前項の交付の申請は、規則第4条に定める書類のほか、事業計画書内訳（様式第1号）を添えて、町長が指定する期日までに提出するものとする。

3 町長は、第2条ただし書に規定する町税及び公共料金の納入状況を調査するため、漁協が前2項の申請を行うときに、町税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書（様式第2号）の提出を求めることができる。

（実績報告）

第7条 補助金の交付の決定を受けた漁協は、交付対象事業が完了したときは、速やかに規則第13条の規定により実績報告をしなければならない。

2 前項の実績報告は、規則第13条に定める書類のほか、次に掲げる書類を添えて町長に提出しなければならない。

(1) 事業実績書内訳（様式第3号）

(2) 事業の実施状況が分かる写真

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第5条関係）

交付対象事業	補助対象経費	補助金額
交流事業	消耗品、賄材料費その他の交流事業に要する経費	事業費の2分の1以内。ただし、上限は40万円とする。
地産地消事業	委託料、賄材料費その他の地産地消事業に要する経費	
その他町長が特に必要と認めた事業	事業の種類に応じて町長が必要と認める経費	

様式第1号(第6条関係)

事業計画書内訳

1 事業の目的

2 事業の内容等

事業の種類：		
実施時期	事業内容	備考

3 経費の内容等

内容	事業費	事業費の内訳	負担区分		備考
			町補助金	その他	

様式第2号(第6条関係)

町税及び公共料金の納付状況に関する調査の同意書

塩谷町長 様

当法人(団体)は、塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金の交付申請に関し、次の町税及び公共料金の納付状況の調査を受けることに同意します。

- (1) 町税
- (2) 水道料金

年 月 日

住 所
氏 名 及 び
代表者氏名

印

様式第3号(第7条関係)

事業実績書内訳

1 事業の目的

2 事業の内容等

事業の種類：		
実施時期	事業内容	備考

3 経費の内容等

内容	事業費	事業費の内訳	負担区分		備考
			町補助金	その他	

様式第4号（第8条関係）

塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金消費税仕入控除税額報告書

年 月 日

塩谷町長 様

住 所
氏 名 及 び
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け 第 号で額の確定通知があった塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金に係る消費税仕入控除税額が確定したので、塩谷町漁業協同組合活性化等事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、関係書類を添えて下記のとおり報告します。

記

区 分		金 額
1	補助金の確定額 (補助金等確定通知書により通知した額)	円
2	補助金の額の確定時における消費税仕入控除税額	円
3	消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額	円
4	補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)	円

添付書類 積算の内訳書